

令和元年度の国保運営にかかる検討状況

■ 大阪府市町村国民健康保険広域化調整会議

第18回 令和元年6月17日開催

第19回 令和元年12月13日開催

事業運営検討ワーキンググループ

第44回～第46回 3回開催

財政運営検討ワーキンググループ

第46回～第51回 6回開催

令和元年度の事業運営検討W・Gの検討事項

項目	運営方針等決定状況		令和元年度に検討すべき 主な事項	これまでの検討状況
	方向性	基準等		
一部負担 金減免	統一 (激変緩和対象)	H30年度から、「災害」・「収入減少」の事由に基づく減免は「共通基準」として運営方針「別に定める基準」に定めている。	・国基準の改定等に伴い、随時検討。	—
保健事業	統一	<p>特定健康診査： 血清クレアチニン検査(eGFR)、血清尿酸検査、血糖検査(HbA1c)について、特定健康診査の基本的な項目に加えて実施</p> <p>人間ドック： 特定健診の検査項目等を充足する検査項目について、府内全市町村で実施</p> <p>独自事業分の財源は、標準保険料率(事業費納付金の対象経費)で確保するものとする。標準保険料率で賄う対象経費は、府保険料総額(医療分)の5%を保健事業分として、事業費納付金の対象となる保健事業費(共通分)を除く部分を独自事業分とする。</p>	<p>市町村独自の保健事業の財源について、標準保険料率(事業費納付金の対象経費)で確保する範囲の考え方の整理。</p> <p>・アスマイル3階部分の費用(ポイント原資含む)の取り扱いなど</p> <p>・現在の共通基準(特定健康診査の追加項目及び人間ドックの実施)の追加・変更の検討</p>	<p>独自事業分の財源のあり方について検討</p> <p>令和2年度については、標準保険料率で賄う対象経費は、府保険料総額(医療分)の3.5%(被保険者数10万人以上の保険者)、5.0%(その他の保険者)を保健事業分の上限として、事業費納付金の対象となる保健事業費(共通分)を除く部分を独自事業分とする。</p>
医療費適 正化 (医療費通 知、ジェネ リック差額 通知など)	統一	医療費通知及びジェネリック差額通知： 実施回数、記載項目、通知の規格について、府内共通基準を設定	府の取組の事業成果等も踏まえ、取組み等を検討。	<p>医療費適正化計画の取り組みとして、患者・医師へのジェネリック安心使用プロジェクトの推進</p> <p>→薬局薬剤師が患者に対しパネルを活用した積極的な啓発を行う。</p> <p>→変更後は変更内容をお薬手帳に貼付し、医師、歯科医師へのフィードバックを行う</p>
レセプト 点検	—	「柔道整復」及び「あん摩・マッサージ、はり・きゅう」の施術に係る国等の議論の状況を踏まえ、府内共通基準の設定の是非について協議の上、新たな共同処理の必要性について調整会議等において検討を進める。	国等の議論の状況を踏まえ、府内共通基準の設定の是非について検討	・社会保障審議会医療保険部会「柔整療養費検討専門委員会」及び「あはき療養費検討専門委員会」において審議中であるため、議論の状況を継続して注視。

令和元年度の事業運営検討W・Gの検討事項

項目	運営方針等決定状況		令和元年度に検討すべき 主な事項	これまでの検討状況
	方向性	基準等		
府による 給付点検	—	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 当面は、国の例示項目が府による点検内容の対象 Ⅰ 具体的な点検内容については、国保総合システムのレセプト点検機能等を踏まえ、今後、検討を進め、可能なものから実施に努める。 	事務処理方針及び国保総合システムのレセプト点検機能を活用して運用開始。事務の運用状況等により、必要に応じて実施内容の見直しを検討。	府に設置する国保総合システムの改修（平成31年4月本格稼働）を踏まえ、実施範囲を検討し、事務処理方針を策定。
不正利得等の回収	—	都道府県は、保険医療機関等による大規模な不正が発覚した場合、広域的又は医療に関する専門的な見地から、市町村の委託を受けて、不正請求等に係る費用返還を求める等の取組みを行うことが可能	該当案件が発生した際は委託規約により運用し、委託を受ける範囲、複数市町村にまたがる案件で債権の一部のみの回収となった場合の分配方法等について、必要に応じて運用方法の見直しを検討。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府内全市町村を対象に、不正利得の回収に関する実態調査を実施し、過去3年間の回収状況等を把握。 ・ 地方自治法等に係る法的課題（議会の承認、債権を保有しない場合の債権回収に関する都道府県の権限等）を国や他府県へ随時確認。 ・ 平成30年度時点で国民健康法第65条第4項による委託として実施可能な範囲を検討し、委託規約を策定。
あはき療養費受領 委任制度導入検討	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ①審査会設置に向けた検討 ②国保連協会とのデータ連携など、具体的な事務取扱いの検討 ③制度の円滑実施に向けた対応検討 	<ul style="list-style-type: none"> ①審査会設置要綱等の改正及び委員委嘱（R元年10月） ②審査基準の修正（R元年8月） ②国保連経由での受付・審査体制を構築し、保険者向けデータ集配信システムを利用した情報連携を開始。（R元年10月） ③府内の国保保険者・後期高齢者医療にかかるものであることから、「療養費適正化に係る実務担当代表者会議」において、保険者対応用Q&Aを更新。（R元年11月） ③国保連委託分に係る医療費通知裏面に、あはき適正受療の啓発文を追加（R2年度から運用開始）。（R元年12月）
第三者行為求償	—	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 府国保連協会が開催する研修会の継続実施 Ⅰ 第三者直接求償に係る事務の請負体制の整備 	第三者直接求償に係る、国保連委託解除案件への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな取り組みとして、国保連による委託解除後、国保連顧問弁護士、保険者、国保連の協議の場を設定し、法的解決の支援を行う。 ・ 府と国保連共催で研修会を実施（各保険者から約100名が参加）

令和元年度の事業運営検討W・Gの検討事項

項目		運営方針等決定状況		令和元年度に検討すべき 主な事項	これまでの検討状況
		方向性	基準等		
被保険者証	様式	統一	運営方針「別に定める基準」に記載の様式に統一	○オンライン資格確認等システムの導入への対応 ○高齢受給者証との一体化の検討	府内市町村の意見照会、先行実施済みの他府県での実施状況照会等を踏まえて導入に向けた課題を検討。 国のオンライン資格確認に係る議論を注視しつつ、引き続き、事務の標準化を検討
	更新時期有効期間	統一	「11月1日更新、有効期間は1年間」		
	交付方法	—	—	新規発行時における取扱い、加入証明書の活用の是非について検討	
短期証		—	各市町村で地域の実情に応じた収納対策を充実していくことを勧奨し、当面、現行どおり市町村ごとの運用とする	各市町村交付基準等の統一化の検討 特に効果が見込まれる収納対策について、広域的な取組みの検討	各市町村の状況を再確認し、基準の統一が可能なものについて検討。
資格証明書		—	各市町村で地域の実情に応じた収納対策を充実していくことを勧奨し、当面、現行どおり市町村ごとの運用とする		
収納対策		—	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 各市町村で地域の実情に応じた収納対策を充実していくことを勧奨し、当面、現行どおり市町村ごとの運用とする Ⅰ 「収納担当者研修会」の実施 Ⅰ 大阪府域地方税徴収機構への参加 		
滞納処分		—	各市町村で地域の実情に応じた収納対策を充実していくことを勧奨し、当面、現行どおり市町村ごとの運用とする		
広報活動		—	—	医療費適正化に関する啓発など、被保険者や関係機関等に対する広報事業について、府及び市町村による共同実施を検討	—
標準的な事務運用		統一 (激変緩和対象)	高額療養費の計算方法や申請勸奨事務に係る取組等について、府内共通基準を設定	被保険者全員が70歳以上の世帯における申請手続の簡素化等	—

令和元年度の財政運営検討W・Gの検討事項

項目	これまでの検討状況	令和元年度に検討すべき 主な事項	これまでの検討状況
保険料率	<p>【共通公費の範囲】 ①過年度の保険料収納見込み(一般分) ②保険者努力支援制度(都道府県分) ③都道府県2号繰入金(府独自インセンティブ分)を活用した保険料引き下げ</p> <p>【被保険者数・所得の推計方法】 令和元年度推計結果の分析及び令和2年度国提示推計方法の妥当性(コーホート要因法含む)を踏まえ、国が示す推計方法とおり実施。</p>	<p>Ⅰ 府全体の共通公費の範囲の検討 ①過年度の保険料収納見込み(一般分) ②府独自インセンティブの活用</p>	<p>Ⅰ 府全体の共通公費の範囲の検討 ①過年度の保険料収納見込み(一般分) ・過去3カ年の平均収納額の65%を基本とし、平成28～平成30年度調定額の平均を直近値の平成30年度の調定額で算出した変動率(今年度のみ100%上限・来年度検討)を乗じた額を納付金に設定。 ②保険者努力支援制度(都道府県分) ・引き続き、保険料引き下げ財源として活用。 ③府独自インセンティブの活用 ・保険者努力支援制度(市町村分)の一人当たり最低交付ラインを限度に、一部を引き下げ財源に活用。</p>
保険料減免・軽減	<p>Ⅰ 多子減免 検討スケジュールを整理。加えて、全市町村への意見照会を実施。</p> <p>Ⅰ 保険給付費等交付金(普通交付金)の対象 普通交付金の交付対象は、原則、『大阪府国民健康保険運営方針の別に定める基準及び同基準に基づく運用を満たしている場合のみ』であるが、保険料減免に係る普通交付金について、運用に基づくシステム改修をはじめとする準備を要することも踏まえ、令和元年度までは、運営方針の別に定める基準を満たしていれば、交付対象とする(経過措置として、運用については、これまでの各市町村の取扱いとすることも可能とする)。なお、令和2年度以降について、原則通りの取扱いとする。</p>	<p>Ⅰ 多子減免</p>	<p>Ⅰ 多子減免 国における議論内容や検討状況を踏まえ対応を検証。</p>
標準 収納率	<p>直近の収納率実績や、保険料抑制効果を勘案し、算定の基となる値を平成27～29年度実績に変更するとともに、令和元年度の設定条件を以下のとおり変更。</p> <p>Ⅰ 規模別基準収納率 規模別平均収納率▲0.5%</p> <p>Ⅰ インセンティブ 規模別基準収納率を上回っている値の1/4</p> <p>Ⅰ 努力分 実収納率+0.6%</p>	<p>Ⅰ 平成30年度決算状況を踏まえた検証</p>	<p>以下のとおり条件を設定</p> <p>Ⅰ 規模別基準収納率 規模別平均収納率▲1%</p> <p>Ⅰ インセンティブ 規模別基準収納率を上回っている値の1/2</p> <p>Ⅰ 努力分 実収納率+0.5%</p>